**「ごみステーションの新設（移設）条件について」**

**☆新設（移設）計画段階に、環境課及び美化センターと協議を行って下さい。**

**１　既存ごみステーションの活用を充分に検討して下さい。**

**２　新設については以下の①～⑩を満たして下さい。なお、基準を満たして**

**いない場合、新設を認めることはできません。**

チェック

①新設ごみステーションは、**１０軒以上**で使用するものであること。

②ごみステーション設置に関し、土地所有者、管理者及び近隣住民の承諾

　を必ず得ていること。

また、法令等により規制がある場所については、所管課と協議を行い、

許可等を得ていること。

③収集に際し、私道を通行せざるを得ない場合は、設置者等地区において

承諾を得ること。

④収集車が容易に通行できる道路に面していること。

また、可能な限り対面通行が出来る場所とすること。

⑤収集車が容易に停車でき、収集中は収集車が近隣住民や通行者の妨げ

とならない場所とすること。

⑥収集車が、バック、切り返しなどを行わずに収集し、収集後は無理なく

通り抜けることが出来る場所であること。

⑦急勾配、急カーブ、植え込みなど見通しの悪い場所は避けること。

⑧道路交通法上の停車禁止、通行禁止区域等制限がある場所は避けること。

⑨消火栓、交差点、横断歩道、バス停などの周辺は避けること。

⑩設置者等地区において、清掃など適正管理に努めることができること。

また、マンション、ハイツ等集合住宅については管理会社などが、責任

をもって定期的に清掃など維持管理を行うこと。

令和　　年　　月　　日

（宛先）相生市環境課長

《設置者》

　　　　　　　　　　　　　自治会

住　所

会　長

《マンション、ハイツ等の場合》

管理会社

管理責任者

ごみステーションの新設（移設）について

みだしのことについて、ごみステーションは設置者等地区のものであり、清掃等その維持管理について、責任をもって行う必要があることを充分に理解した上で、下記のとおりごみ収集場所の新設（移設）について、よろしくお願いいたします。

記

１　収集場所　　別紙見取図のとおり

２　新設（移設）日　　令和　　年　　月　　日（　　）

３　収集開始日　　令和　　年　　月　　日（　　）

承認後について

　　・相生市のごみ出しルールを守ること

　　・ごみステーションにおけるトラブルについては、設置者等地区にお

いて解決すること

・相生市のごみ出しルールに則らずに排出され、収集されずに残って

いるごみは、原則設置者等地区において処分すること

　　・適宜、清掃に努めること

　　・マンション、アパートの場合は別紙同意書を提出すること

　　・上記について守られない場合、収集を中止する場合がある

《マンション、ハイツ用》

ごみステーション管理同意書

年　　月　　日

相生市長　様

　ごみステーションを設置するにあたり、相生市のごみの出し方を遵守し、ごみステーションにおける分別が出来ていないなど、相生市から連絡があった場合は、速やかに片付けるとともに、指導・管理することに同意します。

　また、上記のことが極めて困難な場合、または維持管理上問題があるときは、ごみの収集を中止されても異議を申し立てません。

記

１　マンション、ハイツ名

２　設置場所　　相生市

　　　　　（管理会社・管理責任者等）

住所

管理会社名

管理責任者

電話

《標題》

ごみステーションの新設（移設）について

ごみステーションの新設（移設）については、収集の効率性や事故防止などの観点から、詳細なルールを設けており、それらをすべて満たさない限り、設置（移設）することはできません。

ごみステーション設置をお考えの際は、必ず事前に別紙の「ごみステーションの新設（移設）条件について」をご確認いただき、市環境課へご相談下さい。